

北海道における地方自治のゆくえ

佐藤 克 廣

「地域主権」を掲げて民主党が政権についてから一年四ヶ月が経過した。この間、二〇一〇年三月に地方分権改革推進法は失効し、地方分権改革推進委員会も幕を閉じた。それより前の、二〇〇九年一月、内閣総理大臣を議長とする「地域主権戦略会議」が設置され、内閣府の地方分権改革推進本部の機能はこの戦略会議に引き継がれ、本部は廃止された。

地方分権改革推進法に基づく「地方分権改革推進計画」は二〇〇九年一月に閣議決定され、この計画に基づく、義務付け・枠付けの見直しの一括改正と地域主権戦略会議の法制化を内容とする「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（一括法案）及び「国と地方の協議の場に関する法律案」が二〇一〇年三月二十九日に国会に提出され、参議院先議で四月二十八日に可決され、衆議院に送付されたものの、参議院選挙前に衆議院で可決成立せず継続審議となったため、法律案は棚上げ状態となり、再度両院の議決が必要となった。

一方で、地方分権を一步先に進める可能性をもつ動きも昨年後半にはあった。一二月に「関西広域連合」が発足したが、その大きな例である。奈良県が加入していないとい

う問題はあるものの、関西の二府三県と鳥取、徳島の二県が部分参加するのは、画期的な出来事であると言って良いだろう。

とはいえ、中央政府の動きは期待されたほど迅速とも言えない。年末も押し迫った二月二十七日の第一〇回地域主権戦略会議を経て、二月二十八日に閣議決定された「アクションプラン」出先機関の原則廃止に向けては、国の出先機関の廃止に向けた方向は示したものの、スケジュールについては、二〇一二年の通常国会に法案を提出し、二〇一四年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す、というものとなっている。二〇一一年度中の法案提出を目指すには、おそらく相当の努力が必要であろう。しかし、法案成立を二〇一二年度、さらに政省令の整備や移譲準備に二年度をついやすというスケジュールは、手間暇をかけすぎるのではないかと懸念される。

また、国の直轄道路や直轄河川の管理については、一都道府県内で完結するものについて移管とする基本原則を示しつつも、「広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く」あるいは、「住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く」といった文言が、なお書きとして含まれている。

関係する市町村長の意見を聴くこと自体は正論であり、否定するものではない。しかし、これまでの府省のやり方を観察してきたものから見ると、この文言が挿入されている意味は、「当然だ」という正論を超えて、決して小さくないように思われる。もちろん、移管を求める都道府県（今後の推移によっては広域連合等も含む）が、圏域内の市町村との十分な情報交換と連携を図らなければならないことは言うまでもない。それに失敗すれば、北海道の支庁制度改革の轍を踏むことになる。にもかかわらず、閣議決定にこれらの文言をあえて忍ばせた（であろう）霞ヶ関官僚の意図を軽く見えてはいけないであろう。

民主党政権が、これらの文言を挿入した霞ヶ関官僚をどのようにコントロールし、これらの改革を円滑かつ速やかに実施するために地域主権戦略会議の下に設ける「仕組み」をどのように機能させるのかを注視していかなければならない。

それにもまして、「地域特性に配慮した特例」を設けることとされている北海道については、単なる物取り主義や弱者意識を超えて、北海道のあり方を道民全体の知恵を出し合いながら協議し、発信していくことが、今後の北海道地方自治の進展に必要であろう。霞ヶ関官僚の分断策をどのように打破していくのか、北海道の真価が問われる年となるような予感がする。

△さとう かつひろ・北海学園大学法学部教授

社団法人北海道地方自治研究所理事長